

# 開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 19 日  
板橋区中小企業振興公社理事長決定

## (目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区内（以下、「区内」という。）中小企業等が行う新製品・新技術に関する研究開発に対して、その経費の一部を補助金として交付するとともに、技術アドバイザーの派遣を行い、資金・技術両面で支援することにより、区内中小企業等の研究開発意欲を高め、技術開発力の促進を図り、もって区内産業の振興を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

2 この要綱において、「大企業」とは、前項以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。

## (補助企業等)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者又はグループ（以下、「企業等」という。）とする。

- (1) 区内に本社又は事業所を有し、1 年以上事業を営む中小企業者
- (2) 構成員の 3 分の 2 以上が前号の要件を満たすグループ

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助企業等から除くものとする。

- (1) 補助対象として申請した経費について、公益財団法人板橋区産業振興公社（以下「公社」という。）の別事業や国、地方公共団体その他の公益的団体等から補助金等の支援を受けている又は受ける見込みがある者
- (2) 法人住民税及び法人事業税（個人事業者にあつては住民税及び個人事業税）の滞納がある者
- (3) グループで申請する場合は、そのグループの構成員いずれかが法人住民税・法人事業税を滞納している者
- (4) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に基づく開業等の届出を行っていない個人事業者
- (5) 「東京都板橋区暴力団排除条例」（平成 24 年板橋区条例第 28 号）に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、補助の対象として社会通念上適切でないとは判断される事業を行っている者
- (6) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など補助の対象として適切でないと判断する業態を営む者
- (7) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する者
- (8) 申請に必要な書類を全て提出できない者
- (9) 次のいずれかに該当する者
  - ア 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している者
  - イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者
  - エ アからウのほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者
- (10) 本事業において、過去 3 年間にわたり連続して採択されている者
- (11) その他、公社理事長（以下「理事長」という。）が適切でないと判断する者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次のいずれかの枠に該当するものとする。

- (1) 試作品開発枠：新製品・新技術の試作品開発に係る事業
- (2) 実用製品化枠：新製品・新技術の実用製品化に係る事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 補助対象事業の実績について、客観的な評価が不可能であるもの
- (2) 補助対象事業の実績について、成果を実物にて確認することが著しく困難と認められるもの
- (3) 補助対象事業の成果が、特定の企業向けであるもの
- (4) 法令等に違反した事業であるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係るもので、次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 事業の目的を達成するために必要な最小限の経費であること
- (2) 補助対象期間内に契約、納品、施工、支払などの全ての手続が完了する経費であること
- (3) 補助対象経費の使途、単価、仕様、数量等が報告書類により確認可能であること

2 前項の規定に加え、次に掲げる経費を補助対象経費とする。

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (2) 主として補助対象事業に使用される、機械装置・工具器具の購入又は借用に要する経費。ただし、本体価格が30万円以上のものについては、購入日以降の実施期間についてのリース料相当額を補助対象経費とする
- (3) 外注加工に要する経費
- (4) 研究開発委託に要する経費
- (5) 産業財産権の出願・導入に要する経費
- (6) 技術指導の受入れに要する経費
- (7) ソフトウェアの研究開発に要する直接人件費
- (8) その他理事長が必要と認める経費

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 帳票類の不備等の理由により、金額が不明瞭である経費
- (2) 親会社、子会社、グループ企業等の関連会社との取引による経費
- (3) 間接経費

(補助率及び補助金の額)

第6条 補助対象事業に対する補助率及び補助金の額は別表のとおりとし、理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、年度ごとに別途定め、募集要領の記載をもって決定とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする企業等は、開発チャレンジ補助金事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 同一テーマ・内容で板橋区・公社・国・都道府県・区市町村等から補助を受け、又は交付決定を受けた場合は、この要綱による交付申請はできない。

3 次条により交付決定を受けた企業等（グループの構成企業等を含む）は、当該事業が完了するまで新たに交付申請することはできない。ただし、第10条第1項に定める申請書を理事長に提出し、中止の承認を受けたときはこの限りではない。

(補助金の交付決定)

第9条 理事長は、前条の規定による開発チャレンジ補助金事業補助金交付申請書の提出があった場合は、第22条、第23条及び第24条に定める開発チャレンジ補助金事業審査会（以下、「審査会」という。）でその内容を審査し、補助の可否を決定するものとする。

- 2 理事長は、審査会の審査結果に基づき、速やかに採択又は不採択の結果を開発チャレンジ補助金事業補助金交付可否決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 理事長は交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更・中止等)

第10条 補助金の交付が決定した企業等（以下、「補助企業等」という。）は、当該補助対象事業に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じると見込まれる場合は、あらかじめ開発チャレンジ補助金事業変更・中止承認申請書（別記第3号様式）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を著しく変更しようとするとき
  - (2) 各経費区分の20パーセントを超える額の流用をしようとするとき（20パーセントは増額する経費区分を基準とする）
  - (3) 補助対象事業を中止しようとするとき
- 2 理事長は、前項の申請書について審査し、その結果を、開発チャレンジ補助金事業変更・中止承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により補助企業等に通知するものとする。

(補助対象事業遅延の報告)

第11条 補助企業等は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合は、あらかじめ開発チャレンジ補助金事業遅延報告書（別記第5号様式）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告書について審査し、その結果を、開発チャレンジ補助金事業遅延承認（不承認）通知書（別記第6号様式）により補助企業等に通知するものとする。

(技術アドバイザーの派遣)

第12条 公社は補助企業等に対して、技術アドバイザーを派遣し、補助対象事業の進捗状況の確認及び製品化実現に向けた各種技術・技能に関して現場でのアドバイスをを行うものとする。

- 2 技術アドバイザーは、公社が補助対象事業の内容に応じて選任するものとし、派遣費用については、公社が負担するものとする。また、技術アドバイスの結果によって生じた損害の責任は、公社及び技術アドバイザーは原則負わないものとする。

(状況報告)

第13条 補助企業等は、補助対象事業の遂行状況について、開発チャレンジ補助金事業進捗状況報告書（別記第7号様式）及びその他理事長が必要と認める書類を指定する日までに理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定するもののほか、必要と認める場合、口頭又は文書にて、随時報告を求められることができる。

(実績報告)

第14条 補助企業等は、補助対象事業が完了したときは、速やかに開発チャレンジ補助金事業実績報告書（別記第8号様式）に、必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第15条 理事長は、前条による実績報告を受けた場合において、開発チャレンジ補助金事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果がこの交

付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、開発チャレンジ補助金事業補助金交付額確定通知書（別記第9号様式）により補助企業等に通知するものとする。

2 補助金は、額の確定後、補助企業等からの開発チャレンジ補助金事業補助金交付請求書（別記第10号様式）に基づき交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 理事長は、補助企業等が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 達成目標を達成する見込みがないと公社が判断したとき
- (5) 第3条の規定を満たさなくなったとき
- (6) 理事長が事業の実施を不相当と認めたとき

2 理事長は、前項の規定により、補助金の交付決定の取消しをした場合は、開発チャレンジ補助金事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により補助企業等に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 理事長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助企業等にその補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の経理等）

第18条 補助企業等は、補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（財産処分の制限）

第19条 補助企業等は、補助対象事業により取得した開発製品等について、販売想定価格が2万円以上の場合は補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して3年経過する日まで、販売想定価格が2万円未満の場合は補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して1年経過する日まで原則として保管しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ理事長に開発チャレンジ補助金事業財産処分申請書（別記第12号様式）を理事長に提出し、承認を得て処分することができる。

2 理事長は、前項の申請書について審査し、その結果を、開発チャレンジ補助金事業財産処分承認（不承認）通知書（別記第13号様式）により補助企業等に通知するものとする。

（補助対象事業の公表）

第20条 理事長は、必要に応じ、補助企業等の名称、テーマ名、補助対象事業の成果等を公表することができる。

（企業化状況の報告）

第21条 本事業が完了した年度の翌年度から5年間、補助事業の実施結果について、所定の書式により報告するものとする。

（審査会の設置）

第22条 第9条第1項に基づく交付申請の可否に係る審査機関として、審査会を設置する。

2 審査会は補助金の交付に係る審査に関することを所掌する。

(審査会の組織等)

第23条 審査会は、理事長が指定するもののほか、専門的知識等を有するもので委嘱する10名以内をもって組織とする。

- 2 会長は、理事長が指定する者をもって充てる。
- 3 審査員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査員に事故等があるときは、会長が指定する補欠審査員がその職務を代理する。
- 5 審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審査会に関する庶務は、公社において行う。

(会議)

第24条 会長は、審査会を招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 議事は、出席審査員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審査員以外の職員、外部の学識経験者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 審査会の会議は非公開とし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。
- 6 審査会の進行、審査基準等については、別に定める開発チャレンジ補助金事業審査要領による。

(その他)

第25条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、公社事務局長が別に定める。

付則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は平成24年10月1日から施行する。

付則

この要綱は平成26年2月26日から施行する。

付則

この要綱は平成27年2月23日から施行する。

付則

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の新製品・新技術開発チャレンジ支援事業助成金交付要綱を、この要綱による改正後の開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱に名称変更する。
- 3 新製品・新技術開発チャレンジ支援事業助成金審査会設置要綱(平成24年6月5日 板橋区産業振興公社理事長決定)は、廃止する。

付則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は令和4年2月9日から施行する。

付則

この要綱は令和6年2月8日から施行する。ただし、令和5年度までに補助企業等となった企業等については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付則

この要綱は令和7年3月3日から施行する。

付則

この要綱は令和8年2月18日から施行する。ただし、令和7年度までに補助企業等となった企業等については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第6条関係）

	補助率		補助限度額
	通常枠	重点支援枠	
試作品開発枠	補助対象経費の3分の2以内	環境エネルギー関連事業、ヘルスケア関連事業又はドローン関連事業の場合、補助対象経費の5分の4以内	100万円
実用製品化枠			300万円

(宛先) 板橋区産業振興公社理事長

所在地

名称

代表者役職

代表者氏名

開発チャレンジ補助金事業 補助金交付申請書

開発チャレンジ補助金事業補助金の交付を受けたいので、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 申請枠

※試作品開発枠・実用製品化枠の該当するほうに○を記入してください。  
また重点支援枠にも該当する場合にはそちらも○を記入してください。

- [        ] 試作品開発枠
- [        ] 実用製品化枠
- [        ] 重点支援枠（環境・エネルギー関連、ヘルスケア関連、ドローン関連事業）

2 新製品・新技術開発テーマ（概ね20文字以内）

--

3 補助対象事業に要する経費 円

4 補助対象経費 円

5 補助金交付申請額 円

6 事業完了予定日 年 月 日

7 申請状況

現在この補助金以外で申請している補助対象事業				
申請先	補助対象事業名	テーマ	補助金申請額	本申請との関係
				同一・否
				同一・否

国・都・公社等から補助金の交付を受けた実績（過去5年間について直近のものから順に記入）				
年度	申請先	補助対象事業名	テーマ	補助金額

## 事業計画書

## 1. 申請者の概要

フリガナ 企業名 (名称)		代表者役職 代表者氏名  ( 歳)			
登記上 所在地	〒	—	TEL	—	—
			FAX	—	—
本社所在地	〒	—	TEL	—	—
			FAX	—	—
連絡所在地	〒	—	TEL	—	—
			FAX	—	—
フリガナ 連絡担当者				部署 (役職)	
URL	https://		メールアドレス		
事業開始	創業 年月日		創業 年数	年月	
	法人設立 年月日			年月 末現在	
資本金 ・出資金	千円		役員数	常勤 人・非常勤 人・計 人	
	(うち大企業からの出資 千円)		従業員数	正社員 人・パート 人・計 人	
業種			主要製品		
企業概要					
売上・利益 直近3年間の			売上高	経常利益	当期純利益
	年 月期	千円	千円	千円	
	年 月期	千円	千円	千円	
	年 月期	千円	千円	千円	
年間売上高	主要取引先		所在地	売上高	取引年数
	1			千円	年
	2			千円	年
	3			千円	年
	その他			千円	
	合計			千円	
工場等	種別	所在地			備考
	事務所				
	工場				
	その他( )				



(5) 新規性・優位性

①既存の製品や技術と比較し、どのような点に新規性を有するか。また類似製品や技術と比べ、優れている点（性能、コスト、生産性、時間、安全性、環境負荷等）についてご記入ください。

②本開発に係る産業財産権について該当するものを○で囲んでください。

産業財産権を保有している場合の種類及び番号（ ）

- i 本研究開発に係る技術について先行技術文献等の調査をしている・いない
- ii 申請補助対象事業に必要な基本的な関連産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)を出願又は保有している・いない
- iii 申請補助対象事業に必要な産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の実施許諾を受ける予定が（ある・ない）
- iv 申請補助対象事業で開発するものを産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）として出願（する・しない）

(6) 市場性（開発製品が、市場にどのように受け入れられているかの予測とその根拠や、開発製品に係る市場動向、競合他社の状況等をご記入ください。またターゲットとするマーケット、販売方法、販売価格、販売体制等をどのように考えているかをご記入ください。）

(7) 実現性（開発にあたる組織体制（開発責任者、従事者等）や他の組織との連携・委託の仕組み等、開発体制及び役割担当を具体的に記入してください。）

(8) 補助対象事業完了時の達成目標（具体的な到達目標の名称（成果物）、数値等を具体的にご記入ください。）

(9) 資金計画概要（本事業で必要となる資金の計画、調達方法等を記入してください。）

## 事業収支予算書

## 1. 収支予算

## (1) 収入

区 分	金 額 (単位：円)	資金の調達先
会社からの補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

## (2) 支出

(単位：円)

経費区分	補助対象事業に要する経費(税込) ※当該事業を遂行するために必要な経費	補助対象経費(税抜) ※「補助対象事業に要する経費」のうち 補助対象となる経費
原材料・副資材費		
機械装置・工具器具費		
外注加工費		
研究開発委託費		
産業所有権出願・導入費		
技術指導受入れ費		
直接人件費		
その他補助対象外経費		
合 計		(ア)

補助率 通常 枠：2/3 重点支援枠：4/5	補助金交付申請額 ((ア) × 補助率) ※1,000 円未満切捨て

## 2. 経費配分内訳

### (注意事項)

研究開発に直接必要な経費が対象です。量産経費や金融機関等への振込手数料及び消費税、運送料、交通費、通信費、光熱費、契約に要する収入印紙代等の間接経費は補助対象外となります。

### (1) 原材料・副資材費

(単位：円)

品名	仕様	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	使用目的	購入先
計							

### (2) 機械装置・工具器具費

機械装置を購入で調達した場合は、補助対象事業実施期間のリース料相当額のみが補助対象経費

※取得価格×リース料率×補助対象事業実施月数

(単位：円)

品名	仕様	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	使用目的	購入先
計							

### (3) 外注加工費

※自社内で不可能な当該研究開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費

(単位：円)

委託内容	仕様	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	使用目的	外注先
計							

(4) 研究開発委託費

※自社内で不可能な当該研究開発の一部について、大学、試験研究機関等に委託する場合に要する経費

(単位：円)

件名	内容 (具体的に)	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	委託先
計						

(5) 産業財産権出願・導入費

(単位：円)

件名	内容 (具体的に)	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	弁理士事務所 又は導入先企業名
計						

(6) 技術指導受入れ費

(単位：円)

指導者名	専門分野	指導内容	日・回数	単価 (税抜)	補助対象事業 に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
計							

(7) 直接人件費

※ソフトウェアの研究開発に係る工程に直接従事する者の人件費

(単位：円)

従事者名	従事内容	単価	従事時間	補助対象経費	備考
計					

(8) その他補助対象外経費

(単位：円)

品名	仕様	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要する経費 (税込)	使用目的	購入先
計						



様

板橋区産業振興公社理事長

開発チャレンジ補助金事業 補助金交付可否決定通知書

年 月 日付申請のあった開発チャレンジ補助金事業補助金の交付について、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱9条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

- ・ 補助金交付上限額 金 円
- ・ 交付条件
  - ①補助対象事業等の内容又は経費の配分の変更が生じると見込まれる場合は、あらかじめ理事長の承認を得ること
  - ②補助対象事業等を中止又は廃止するときは、あらかじめ理事長の承認を得ること
  - ③補助対象事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ理事長に報告して、その指示を受けること
  - ④補助対象事業等の経理に偽りその他不正がないこと
  - ⑤その他

2 交付しない

(宛先) 板橋区産業振興公社理事長

所在地

名称

代表者役職

代表者氏名

開発チャレンジ補助金事業 変更・中止承認申請書

年 月 日付 板振公第 号で補助金の交付決定を受けた開発チャレンジ補助金事業について、次の理由により（変更・中止）したいので、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 開発テーマ [ ]

2. 変更後の補助金交付申請額 円

3. 変更・中止の内容及び理由

4. 変更経費の内訳 (単位：円)

経費内訳	補助対象経費(税 抜)		増減率 (%)
	当初申請額	変更後の金額	
原材料・副資材費			
機械装置・工具器具費			
外注加工費			
研究開発委託費			
産業財産権出願・導入費			
技術指導受入れ費			
直接人件費			
計			

5. 変更（中止）予定年月日 年 月 日

6. 添付書類

様

板橋区産業振興公社理事長

開発チャレンジ補助金事業 変更・中止承認（不承認）通知書

年 月 日付 板振公第 号で補助金の交付決定をした開発チャレンジ補助金事業について、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第10条第2項に基づき審査した結果、下記のとおり承認（不承認）したので通知します。

記

1. 開発テーマ [ ]

2. 変更・中止の内容

3. 補助対象経費 円

4. 補助金交付予定額 金 円

(不承認の理由)

(宛先) 板橋区産業振興公社理事長

所在地

名称

代表者役職

代表者氏名

開発チャレンジ補助金事業 遅延報告書

年 月 日付 板振公第 号で補助金の交付決定を受けた開発チャレンジ補助金事業について、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 開発テーマ [ ]

2 補助対象事業の進捗状況

3 遅延等の内容、原因及び理由

4 遅延等に対してとった措置

5 完了予定日

年 月 日

様

板橋区産業振興公社理事長

開発チャレンジ補助金事業 遅延承認（不承認）通知書

年 月 日付 板振公第 号で補助金の交付決定をした開発チャレンジ補助金事業について、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第11条第2項に基づき審査した結果、下記のとおり承認（不承認）したので通知します。

記

1. 開発テーマ [ ]

2. 遅延の内容

3. 補助対象経費 円

4. 補助金交付予定額 金 円

(不承認の理由)

(宛先) 板橋区産業振興公社理事長

所在地

名称

代表者役職

代表者氏名

開発チャレンジ補助金事業 進捗状況報告書

年 月 日付 板振公第 号により補助金の交付決定を受けた開発チャレンジ補助金事業の遂行状況について、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施状況

( 年 月 日から 年 月 日までの経過・成果)

2. 今後の予定

( 年 月 日から 年 月 日までの取組内容)

(宛先) 板橋区産業振興公社理事長

所在地

名称

代表者役職

代表者氏名

### 開発チャレンジ補助金事業 実績報告書

年 月 日付 板振公第 号により補助金の交付決定を受けた開発チャレンジ補助金事業について、年 月 日に事業の実施が完了し(補助金の交付決定に係る会計年度が終了し)、年 月 日に経費の支払いが完了しましたので、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

#### 記

1. 開発テーマ [ ]
2. 補助対象事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 実績報告書 (別紙1)
4. 収支決算書 (別紙2)
5. 提出書類 (1) 補助対象事業の実施に係る見積書、契約書、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等  
(2) 補助対象事業の開発(試作)の成果を明らかにするためのもの  
①写真 ②図面 ③資料 ④報告書等

## 実績報告書

### 1 実施内容（開発の実績）

※申請内容と対応させて、開発の計画及びその実施内容について、図面、図表又は写真等も含めて詳細に記載すること。

### 2 開発に関し、特許等の知的財産権の出願をしている時はその状況

3 開発の成果

※開発成果の経済的、社会的、技術的効果等について、具体的かつ詳細に記載すること。

4 成果の事業化見通し

※成果を事業化する見込み、時期、また量産化した際の価格、売上見込数量、金額、利益、想定される販売先及び既存製品と比較した場合の優劣等について記載すること。

## 収支決算書

## 1. 収支

## (1) 収入

区 分	金 額 (単位:円)	資金の調達先
会社からの補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

## (2) 支出

(単位:円)

経費区分	補助対象事業に要した経費(税込) ※当該事業の遂行に必要とした経費	補助対象経費(税抜) ※「補助対象事業に要した経費」のうち 補助対象となる経費
原材料・副資材費		
機械装置・工具器具費		
外注加工費		
研究開発委託費		
産業所有権出願・導入費		
技術指導受入れ費		
直接人件費		
その他補助対象外経費		
合 計		(ア)

<b>補助率</b> 通常 枠 : 2/3 重点支援 枠 : 4/5	<b>補助金実績報告額 ((ア) × 補助率)</b> ※1,000 円未満切捨て

## 2. 経費配分内訳

### (1) 原材料・副資材費

(単位：円)

品名	仕様	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	使用目的	購入先
計							

### (2) 機械装置・工具器具費

機械装置を購入で調達した場合は、補助対象事業実施期間のリース料相当額のみが補助対象経費

※取得価格×リース料率×補助対象事業実施月数

(単位：円)

品名	仕様	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	使用目的	購入先
計							

### (3) 外注加工費

※自社内で不可能な当該研究開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費

(単位：円)

委託内容	仕様	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	使用目的	外注先
計							

(4) 研究開発委託費

※自社内で不可能な当該研究開発の一部について、大学、試験研究機関等に委託する場合に要する経費  
(単位：円)

件名	内容 (具体的に)	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	委託先
計						

(5) 産業財産権出願・導入費

(単位：円)

件名	内容 (具体的に)	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	弁理士事務所 又は導入先企業名
計						

(6) 技術指導受入れ費

(単位：円)

指導者名	専門分野	指導内容	日・回数	単価 (税抜)	補助対象事業 に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	備考
計							

(7) 直接人件費

※ソフトウェアの研究開発に要した人件費

(単位：円)

従事者名	従事内容	単価	従事時間	補助対象経費	備考
計					

(8) その他補助対象外経費

(単位:円)

品名	仕様	数量	単価 (税抜)	補助対象事業 に要した経費 (税込)	使用目的	購入先
計						

様

板橋区産業振興公社理事長

開発チャレンジ補助金事業 補助金交付額確定通知書

年 月 日付 板振公第 号により補助金を交付決定した開発チャレンジ補助金事業補助金について、実績報告に基づき審査した結果、下記のとおり補助金額を確定したので、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第15条1項の規定に基づき通知します。

記

1. 開発テーマ [ ]

2. 補助金交付上限額 円

3. 補助金交付確定額 金 円

(宛先) 板橋区産業振興公社理事長

開発チャレンジ補助金事業 補助金交付請求書

金 円

年 月 日付 板振公第 号により補助金の交付の確定を受けた開発チャレンジ補助金事業補助金について、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき上記のとおり請求します。

申請者

所在地

名称

代表者役職

代表者氏名

金融機関名			
本・支店名		支店コード	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (カナ)			
口座名義			

※口座名義 (カナ) 及び口座名義については、必ず通帳記載のとおり転記すること。

様

板橋区産業振興公社理事長

開発チャレンジ補助金事業 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 板振公第 号により、補助金の交付決定をした開発チャレンジ補助金事業について、補助金の交付決定を取り消したので通知します。

記

1 補助金交付決定取消金額

金 円

2 交付決定取消理由

(宛先) 板橋区産業振興公社理事長

所在地

名称

代表者役職

代表者氏名

開発チャレンジ補助金事業 財産処分承認申請書

年 月 日付 板振公第 号で補助金の交付決定を受けた開発チャレンジ補助金事業について、当該事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 取得財産の品目及び取得年月日

2. 取得価格及び時価

3. 処分の方法

4. 処分の理由

様

板橋区産業振興公社理事長

開発チャレンジ補助金事業 財産処分承認（不承認）通知書

年 月 日付 板振公第 号で補助金の交付決定をした開発チャレンジ補助金事業について、開発チャレンジ補助金事業補助金交付要綱第 19 条第 2 項に基づき審査した結果、下記のとおり承認（不承認）したので通知します。

記

1. 取得財産の品目及び取得年月日

2. 取得価格及び時価

3. 処分の内容

(不承認の理由)